

(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030
(骨子)

令和7年5月
福祉部生活支援課

第5章



重層的支援体制の整備 【板橋区重層的支援体制整備事業実施計画】

- 1 実施計画策定の目的
- 2 実施事業
- 3 事業の概要と提供体制

第5章 重層的支援体制の整備

1 実施計画策定の目的

- ◆ 第1章で示しているとおり、近年、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど課題が複雑・複合化し、複数の課題を包括的に捉えて関わっていくことが必要なケースや社会的孤立等のなんらかの困難・生きづらさを抱えていながらも既存の制度別の支援では対応しきれない課題が顕在化しており、包括的な支援体制の整備が求められています。
- ◆ 少子高齢化の進行や単身世帯の増加、世帯人員の減少、ライフスタイルの多様化など、社会のあり様が変化する中、国は平成29(2017)年に社会福祉法を改正し、地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しました。また、令和2年の社会福祉法の改正では、地域住民の抱える課題を解決するための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設しました。
- ◆ 重層的支援体制整備事業実施計画は、複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮等の各分野における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、アウトリーチ等を通じた支援や各支援機関の連携強化を図り、また、参加支援や地域づくりとの一体的な取組を行うことにより、関係機関が連携・協働し、その専門性を活かしながら重層的支援体制整備事業を実施することを目的とするものです。



2 実施事業

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の4第2項に定める以下に掲げる事業を一体的に実施します。

事業の種類		既存制度の対象事業等	
第1号	包括的相談支援事業	イ	(高齢)地域包括支援センターの運営
		ロ	(障がい)障害者相談支援事業
		ハ	(子ども)利用者支援事業
		ニ	(困窮)自立相談支援事業
第2号	参加支援事業	新規事業	
第3号	地域づくりに向けた支援事業	イ	(高齢)一般介護予防のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
		ロ	(高齢)生活支援体制整備事業
		ハ	(障がい)地域活動支援センター事業
		ニ	(子ども)地域子育て支援拠点事業
		ヘ	(困窮)生活困窮者等のための地域づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新規事業	
第5号	多機関協働事業 (6号支援プランの作成とあわせて実施)	新規事業	

3 事業の概要と提供体制

調整中
(素案でお示しします)

重層的支援体制整備事業のフロー図

